

募集

町職員採用候補者

町では、23年度採用の町職員（大学卒程度、短大卒程度）を募集します。

▼採用職種と採用予定人数

行政職（一般事務） 若干名
保健師 1人

▼受験資格

行政職 昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人（学歴は問いません）

保健師 昭和56年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人（学歴は問いません）

試験の方法

一次試験

▼期日 7月25日（日）

▼場所

福島県自治会館

（福島市中町8番2号）

保健師

ふくしま中町会館

（福島市中町7番17号）

▼内容

大学卒程度、短大卒程度の教養試験と専門試験を実施します。

二次試験

一次試験合格者に対し、主として人物について個別面接・小論文などによる試験を実施します。

▼受験申込用紙の請求方法
申込用紙は、役場総務課行政管理業務で交付します。

▼郵送を希望する場合

封筒の表に「大学卒程度試験申込用紙請求」または「短大卒程度試験申し込み用紙請求」と朱書きし、80円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒を必ず同封して、総務課行政管理業務（字城南100）へ送付してください。

▼受付期間

5月27日（木）～6月25日（金）
※郵送による申込書提出の場合は、6月23日（水）までの消印有効

▼申し込み・問い合わせ先

総務課行政管理業務
☎（62）2111

納期限

自動車税・軽自動車税の納期限です

自動車税・軽自動車税は、町民の皆さんの福祉の増進や教育などに使われている大切な税金です。定められた納期限（22年5月31日）までに、忘れずに納めてください。
コンビニエンスストア（自動

車税のみ）でも納付ができませんのでご利用ください（ただし、納期限後は利用できない場合がありますので、納期限までに納付してください）。

自動車税・軽自動車税を納付した時の領収証書には、継続検査（車検）用の納税証明書がついています。車検のときに必要になりますので、車検と一緒に大切に保管しておいてください。

さらに、身体障害者手帳、戦傷病者手帳や療育手帳などを持っている人のために使用する自動車で、一定の要件に該当するものは、申請により自動車税もしくは軽自動車税が減免されます。自動車税の減免の申請は納期限まで（軽自動車税の減免は納期限前7日）と定められていますので、期日までに申請を済ませてください。自動車税で納期限後に申請した場合は、申請の翌月以降から月割減免となりますのでご注意ください。年度途中で減免の要件に該当した場合でも申請の翌月以降からの月割減免となります。

自動車税・軽自動車税の減免の範囲や申請手続きなどについては、左記まで問い合わせてください。

▼問い合わせ先

自動車税

会津地方振興局 県税部
☎（29）5261・5264
軽自動車税
税務課 賦課業務
☎（62）2113

児童

みんなで一緒に考えてみましょう

国では、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。また、児童福祉の理念の普及と啓発のため、各種事業などを実施しています。

その中で、児童福祉の理念を広く啓発するため、標語を募集したところ、全国から7,646作品の応募がありました。標語選定委員会が選考した結果、次の作品が22年度「児童福祉週間」の標語に決定しました。

「地球はね 笑顔が つまった 星なんだ」

（宇野絢子さん 11歳 滋賀県）

▼問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉業務
☎（62）2115

上下水道課からのお知らせ

1. 猪苗代町全域下水道整備計画の見直しについて

猪苗代湖をはじめとする公共用水域で、良好な水質を確保するためには、生活排水対策は不可欠です。そのため、町全域にわたっての排水処理施設の整備が急務とされてきました。町でも公共下水道、特定環境保全公共下水道や農業集落排水施設による集合処理と、合併処理浄化槽による個別処理での整備計画を策定し、各事業を進めてきたところです。

しかし、近年の公共事業予算の減少などから、集合処理方式での整備を進めることは困難な状況にあります。町全域における整備の早期完了を図り、生活排水対策に取り組むため、現段階で事業未着手となっている集合処理計画を見直します。

次の地区は個人設置型合併処理浄化槽での整備地区になります。

【集合処理から個別処理（合併処理浄化槽）に変更する事業地区】

○農業集落排水事業

- ・翁島地区（五十軒、翁島駅前、土田、砂川、西久保、行津・桜川）
- ・若宮地区（名家、酸川野、田茂沢、木地小屋）
- ・中小松地区（中目、松橋、小平潟）
- ・小田地区（小田）

○公共下水道事業

- ・三郷処理区（内野、明戸、下館、志津、荻窪、水沢、伯父ヶ倉）

2. 浄化槽関係補助制度の改正点について

○浄化槽設置整備事業補助金

下水道事業（公共、特環、農集排）の計画区域以外、または当分の間下水道事業の実施が見込まれない地区に浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助する制度です。窒素除去型浄化槽を設置した場合に適用される上乘せ補助の性能基準が、これまでの「T-N20mg/ℓ」から「T-N10mg/ℓ」に変更になりました。

○単独浄化槽等撤去補助金

浄化槽設置整備事業により浄化槽を設置する際に、併せて既設の汲み取り便槽または50人槽以下の単独処理浄化槽を全て撤去する場合は、撤去費の補助制度があります。

本年度から、単独処理浄化槽の撤去補助金の額が引き上げられました。

○浄化槽維持管理費補助金

下水道の供用区域以外の地区で10人槽以下の浄化槽を使用している個人、団体や法人に対してその維持管理に要する費用の一部を補助する制度です。補助の対象経費は保守点検委託料、清掃費（汚泥抜き取り）と法定検査手数料（浄化槽法第11条）です。

これまで単独・合併処理浄化槽ともに補助期間は5年間でしたが、本年度から合併処理浄化槽については補助期間を廃止しましたので、過去に5年間補助を受けた場合でも、再び申請して補助を受けることができるようになりました。

3. 下水道関係補助制度の改正点について

○水洗便所改造資金融資あっせんの利子補給制度

下水道に接続するための改造資金を、町の融資あっせんを利用して金融機関から借り入れた場合に、その利子相当額を町が助成する制度です。

本年度から下水道に接続可能となつてからの経過年数区分を廃止しました。今後は融資あっせんを利用した全ての借り入れで、利子相当額の全額を助成することになりました。



美しい猪苗代湖の水環境をみんなで守りましょう

■問い合わせ先

上下水道課 下水道業務 ☎（62）5633

いなわしろタウンページ

お知らせ

住宅用太陽光発電システムに補助金

町では、地球温暖化対策の観点から新エネルギーの導入と促進を図り、自然と共生するまちづくりを推進し循環型社会を構築するため、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼補助対象要件

町内在住の人が、居住または居住しようとする住宅(店舗併用住宅を含む)にシステムを設置する場合に、その設置に要する経費を交付します。ただし、太陽光発電普及拡大センターが定めた住宅用太陽光発電導入支援対策補助金交付規程(20年12月24日J-PEC第081010007号)第4条(対象システム)の規定に定める要件を満たすものに限りです。

▼補助金額

1キロワットあたり30,000円。最大出力値が4キロワットを超える場合は、4キロワットを上限とします。

▼受付開始

4月1日(木)から開始しています

▼補助件数 10件程度を予定。
▼申請手続き この補助金の制度および様式については、ホームページの猪苗代町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金について(PDFファイル・Wordファイル)をご覧ください。

※経済産業省所管の補助金については、太陽光発電普及拡大センターホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先

企画財務課 企画調整業務
☎(62)2112
FAX(62)5175

麻しん・風しんの予防接種を実施

4月から6月は麻しん(はしか)や風しんが流行する季節です。予防接種の対象となるお子さんをお持ちの保護者の皆さんは、早めに予防接種を受けさせましょう。

▼対象となるお子さん

- 1期…生後12〜24ヶ月
- 2期…小学校入学前年
- 3期…中学1年生
- 4期…高校3年生相当

▼接種料金

公費負担のため無料

▼接種方法

対象となる皆さん(保護者)

相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員の定例相談を実施します。定例相談は毎月1回第3水曜日に開催しています。

▼猪苗代町行政相談委員

宮沢 重正さん(下館)
☎(66)3995

▼開催日時 5月19日(水)

午後1時から3時まで

▼場所 町役場3階 日本間

▼その他 相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報業務
☎(62)2111

掲示板

告示

- ・第37号「特定環境保全公共下水道供用開始告示」
- (上下水道課下水道業務)
- ・第38号「猪苗代町空き店舗利用事業補助金の交付等に関する要綱」
- (企画財務課企画調整業務)

・第39号「猪苗代町総合評価方式指名競争入札試行要領の一部を改正する要領」
- (企画財務課財務業務)

・第40号「猪苗代町低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領」
- (企画財務課財務業務)

・第41号「猪苗代町建設工事等暴力団排除措置要綱の一部を改正する要綱」
- (企画財務課財務業務)

・第42号「猪苗代町多子世帯保育料負担軽減補助金の交付等に関する要綱」
- (保健福祉課社会福祉業務)

・第43号「猪苗代町人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱の一部を改正する要綱」
- (保健福祉課社会福祉業務)

・第44号「猪苗代町新規卒者等就職支援奨励金交付要綱」
- (保健福祉課社会福祉業務)

・第45号「猪苗代町観光商品券発行事業補助金の交付等に関する要綱の一部を改正する要綱」
- (商工観光課商工観光業務)

・第46号「猪苗代町定住促進住宅家賃の減免及び徴収猶予取扱要綱」(建設課都市整備業務)
- ・第47号「平成21年度固定資産税督促状の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第48号「平成21年度国民健康保険税督促状の公示送達について」(税務課収納業務)

には「予防接種のお知らせ」を郵送していますので、そちらをご覧ください。

◇最近転入したばかりなどの理由で「予防接種のお知らせ」が届いていない人は、町保健福祉課まで連絡してください。

◇「予防接種のお知らせ」が届いた後に町外へ転出した人は、転出先の市区町村に予防接種の方法を問い合わせてください。

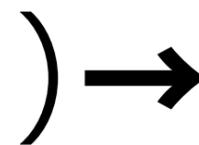
▼問い合わせ先
保健福祉課 健康づくり業務
☎(62)2115

幹線道路の異状を発見したら…



#9910へ

- ・ガードレールが壊れている
- ・路面に油や土砂などの汚れ
- ・路面に穴があいている
- ・故障車や落下物などがある



#9910に電話
24時間受付
通話は無料です

※特に高速道路では、異常箇所特定のため、道路名、進行方向、岐路ポスト、周辺の施設名などを確認してください。

※県管理の道路などについては、夜間、土・日・祭日は対応できないことがあります。

※故障車は、高速道路だけ対象です。

※事故情報は警察に連絡してください。

※道路交通情報は、(財)日本道路交通情報センター(☎050-3369-6666)、携帯短縮ダイヤル(#8011)に問い合わせてください。

※運転中の会話は、道路交通法で禁止されています。安全な場所に停車して電話してください。

※ダイヤル式電話は使用できません。

緊急通報以外の道路相談は「道の相談室」へ フリーダイヤル ☎0120-106-497

て」(税務課収納業務)

- ・第49号「分任出納員の告示」
- (総務課行政管理局)
- ・第50号「充当通知書の公示送達」(税務課収納業務)
- ・第51号「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定(天空のさと・すみれ)」
- (保健福祉課高齢者福祉業務)
- ・第52号「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定(グループホームすみれ・梨ノ木)」
- (保健福祉課高齢者福祉業務)
- ・第53号「搜索調査(謄本)の公示送達について」
- (税務課収納業務)
- ・第54号「公文通知書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第55号「交付要求書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第56号「国民健康保険被保険者証無効告示」
- (町民生活課国保年金業務)
- ・第57号「繰上徴収通知書の公示送達について」
- (税務課収納業務)

・第14号「公共下水道受益者負担金の賦課区域について」
- (上下水道課下水道業務)
- ・第15号「特定環境保全公共下水道受益者負担金の賦課区域について」
- (上下水道課下水道業務)
- ・第16号「上下水道区域外流入受益者負担金の賦課区域について」
- (上下水道課下水道業務)
- ・第17号「農用地利用集積計画について」
- (農業委員会農地業務)
- ・第18号「固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の負担金のすべてを登録した件」
- (税務課賦課業務)
- ・第19号「抑留犬の公告について」
- (町民生活課生活環境業務)
- ・第21号「予防接種の実施について」
- (保健福祉課健康づくり業務)
- ・第22号「猪苗代町指定給水装置工事業者の告示について」
- (上下水道課水道施設業務)
- ・第23号「公文及び見積価格の公告について(平成22年度第1号)」(税務課収納業務)

・第13号「猪苗代南部土地区画整理事業の事業計画変更(取消し)(公告)(建設課都市整備業務)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧ください。合わせください。